

町会加入連絡票

新住所での町会加入については、この連絡票をご記入のうえ、金沢市役所第一本庁舎1階市民課または各市民センターに提出してください。

この連絡票は、市を通じて、金沢市町会連合会から、お住まいの地域の町会長へ送付します。後日、町会の方から、加入案内のご連絡をさせていただきます。

※ 当連絡票を提出されなくても、町会の方から、加入のご案内に来られることもありますので、申し添えます。なお、町会名は下記により調べることができます。

金沢市まちづくり支援情報システム「町会区域情報」(町会検索)

<https://www2.wagmap.jp/kanazawa-mss/Portal>

記入欄

記入日 : 令和 年 月 日

住所 : 金沢市

※集合住宅(マンション・アパート等)の場合は、何棟・何号室までご記入ください。

氏名 :

連絡先 :

連絡に都合がいい時間帯 : いつでも ・ できれば 時 ~ 時に

[補足説明]

- 当連絡票は、郵送・ファクス・メール等の方法でも受け付けします。その場合は、下記の金沢市町会連合会地域コミュニティサポートデスクへ送付をお願いします。
- この用紙に記入された個人情報については、貴方に連絡を取る目的のみ使用します。その他の目的には一切使用いたしません。

*町会についての詳しいお問合せは、

金沢市町会連合会地域コミュニティサポートデスクまで

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 金沢市市民協働推進課横

電話: 220-2552 ファクス: 260-1178

メールアドレス: tunagari@city.kanazawa.lg.jp

町会加入連絡票について

金沢市町会連合会
金沢市市民局市民協働推進課

町会加入促進の取組として、住民異動の手続きに来られた転入・転居者の方に、『町会加入連絡票』をお渡しし、町会加入までの手続きを円滑にします。

転入・転居者に対する 町会加入連絡票の取り扱いの流れ

市民課、各市民センター

1. 転入・転居者

市外から転入及び市内転居者が、住所異動手続きに来庁されます。

2. 住民異動受付窓口

○転入・転居手続きの受付の際に、『町会加入連絡票』と町会加入の案内パンフレットをお渡しし、町会への加入についてご案内します。

○記入された『町会加入連絡票』は、市民課または各市民センターが受け付けます。

3. 地域コミュニティサポートデスク・ コミュニティアドバイザー (金沢市市民協働推進課横)

○市は、記入された『町会加入連絡票』を地域コミュニティサポートデスクへ送付します。

○コミュニティアドバイザーは、『町会加入連絡票』により、該当する町会を調べ、町会長へ送付します。

4. 各町会

『町会加入連絡票』を受け取り後、町会長や役員の方は、町会の活動や行事等について説明し、加入の手続きを行います。